

令和元年10月1日から

幼児教育・保育の**無償化**がスタートします。

認可外保育施設等に関する無償化の内容

対象者・対象経費など

- 無償化の対象となるためには、**事前に施設等利用給付認定を受けていただく必要があります。**※保育の必要性の認定が必要

(注1) 認可保育所, 認定こども園等を利用していないことが条件となります。

(注2) 「保育の必要性の認定」の要件については, 就労等の要件がありますので, 詳しくは市の認定担当へお問い合わせください。

(注3) 認可保育所等に申し込みをした方で, 既に認定を受けている方については, 改めての認定申請は不要です。

- 3歳児クラスから5歳児クラスまでの子どもたちは, 月額3.7万円まで, 0歳児クラスから2歳児クラスまでの市町村民税非課税世帯の子どもたちは月額4.2万円までの利用料が無償化の対象となります。

(注1) 市指定の請求書に必要事項を記入し, 施設が発行する領収証等を添付して, 市に申請することが必要です。(詳細は裏面をご参照ください。)

(注2) 通園送迎費, 食材料費, 行事費等は, これまでどおり保護者の負担となります。

対象となる施設・事業など (市外の施設も対象)

- 認証保育所
- 認可外保育施設
(市区町村から無償化給付の対象として確認を受けている施設のみ。)
* 無償化対象施設は施設所在自治体のホームページ等でご確認ください。
- 一時預かり事業 (保育所等で実施される一時預かり)
- 病児保育事業
- ファミリー・サポート・センター事業

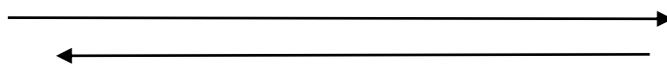
就学前の障害児の発達支援を利用する子どもたちについても, 3歳から5歳までの利用料が無償化の対象となります。

施設等利用費の請求及び支払いについて



保護者の皆様

保育の必要性の認定を受けていない場合、
居住する自治体への申請



保育の必要性の認定決定通知

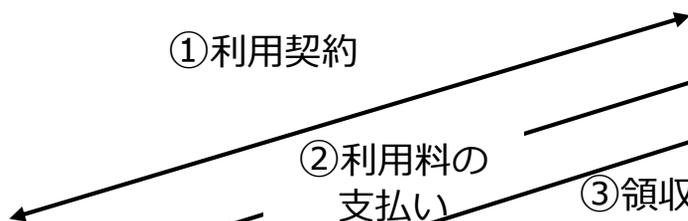


国分寺市



保護者の皆様

①利用契約

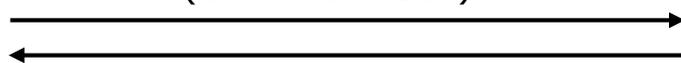


②利用料の
支払い

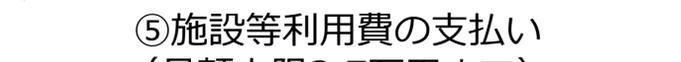


③領収証、特定子ども・子育て支援
提供証明書等の発行

④施設等利用費の請求
(③の添付が必要)



⑤施設等利用費の支払い
(月額上限3.7万円まで)



認可外保育施設 等



国分寺市

支払方法

保護者の皆様が施設に利用料を支払った後、保護者の皆様から市の指定様式に領収書等を添付して施設等利用費の請求をしていただきます。市で請求内容の審査を行った後、市から保護者の皆様に施設等利用費をお支払いいたします。(償還払い)

請求・支払の回数

半期ごとの年2回

* 半期ごとに請求書類を市にご提出いただき、内容審査も含め、ご請求いただいてから1~2か月後にご指定の口座にお支払いいたします。

* 10月~3月の利用分：4月に請求、4月~9月の利用分：10月に請求

よくある質問 Q&A

Q.国分寺市民ですが、市外の認可外保育施設を利用しています。無償化の対象になりますか？

A.市外であっても無償化の対象となっている認可外保育施設であれば、無償化の対象になります。(保育の必要性の認定は必要です。)

Q.認可外保育施設と一時預かり事業の利用の場合、両方とも無償化の対象になりますか？

A.保育の必要性があると認定された場合は、月額上限額の範囲内で、両方とも無償化の対象になります。

Q.就学前の障害児発達支援と認可外保育施設を併用通園している場合、両方とも無償化の対象になりますか？

A.就学前の障害児の発達支援は利用料が無償となります。これに加えて、認可外保育施設についても、保育の必要性があると認定された場合は、月額上限額の範囲内で無償化の対象になります。

【問い合わせ先】 国分寺市 子ども家庭部
子ども若者計画課
子ども子育てサービス課
子ども子育て事業課

電話 042-325-0111
(対象施設に関すること)
(認定に関すること)
(給付に関すること)

FAX 042-359-3354
内線 439
内線 383
内線 465